

佐伯市火葬場を利用されるみなさまへ

※ 火葬に関する重要な事項が書いてあります。事前にご一読ください。

1 火葬場利用の注意事項

(1) 利用日時・場所について

火葬許可を受けた日時と場所を必ず守ってください。他のご遺族の火葬・葬儀に影響が出ます。

万が一変更がある場合は火葬許可申請を行った窓口にて火葬許可証を持参のうえ、変更手続きを行ってください。

(2) 火葬場使用料について

火葬場の使用料は「佐伯市火葬場条例」にて定められています。係員への「心付け」は固くお断りします。

区 分	使用料	
	市 内	市 外
大人（12歳以上）	15,000円	30,000円
小人（12歳未満）	12,000円	24,000円
死産児	6,000円	12,000円
改葬遺骨	6,000円	12,000円

(3) 火葬許可証について

「火葬及び火葬場使用許可証」は指定された火葬日時に火葬場係員へ必ず提出してください。

(4) 納棺について

納棺の際には次のことを守ってください。

【入れてよいもの】

お花、ごはん、もち、団子など

【入れてはいけないもの】

ドライアイス、毛布、布団、書籍など紙類、ガラス類、缶類、カーボン類（釣り道具など）、爆発物（ライターなど）、電気製品、金属類

※ 遺骨の焼失、散乱、火葬炉設備の破損の原因となりますので必ず守ってください。

【ペースメーカーを使用していた方について】

火葬場係員へ事前に申し出てください。

(5) 遺影について

火葬場「紫翠苑」には遺影を設置できる場所がないため、破損等防止のためにもご家族で大切に保管していただきますようお願いいたします。

※ 弥生火葬場「弥照園」、蒲江火葬場「花明苑」については設置できる場所が

あります。

(6) 火葬終了時刻について

火葬が終了し、収骨を行うまでおよそ2時間かかります。

※ 終了時刻には個人差があります。火葬中に火葬場を離れる場合には係員へ時間を確認するなど収骨に間に合うように準備をお願いします。

(7) 飲食について

火葬場内には自動販売機等の設備がありません。飲食が必要な場合は各自でご準備ください。

また、持ち込んだ飲食類のゴミに関しては各自でお持ち帰りください。

2 火葬場の備品・施設ご利用の注意事項

- (1) 車いすをご利用される方は係員へ申し出ください。
- (2) 待合室には湯沸かしポット、急須、湯呑み茶碗を備えています。ご利用の場合は係員へ申し出ください。
※ お茶葉はありません。各自でご準備ください。
- (3) 火葬場内は石張りやガラス張りが多くなっております。お子様の行動には十分ご注意ください。
- (4) 施設内は禁煙です。喫煙される方は所定の場所にてお願いします。
- (5) 告別・収骨当の際の、撮影についてはご遠慮ください。

3 収骨について

収骨とは…

遺体の火葬が終わった後、遺骨を拾うことをいい、拾骨、骨上げともいいます。遺族による収骨は日本独自の儀礼と言われており、このため火葬をする際、欧米では骨の原型が残らない骨灰になるのに対し、日本では形がきれいに残るように焼くことが大切とされています。

当火葬場では足の骨からだんだんと座姿になるように上に向かって収めます。まず左右の踵骨等6つの骨を箸で渡し、足、背骨、腕から順に肋骨、頭骨と続けます。最後に喉仏を拾います。喉仏は、故人と最も血縁の深い人に収めていただきます。

- (1) 「収骨」は火葬（約2時間）後に収骨室で執り行います。「収骨」の準備ができましたら係員よりご案内致します。
- (2) 収骨室の収容人数は約20名です。20名を越しますとご遺体を囲むように複数列になる場合があります。混雑の緩和と円滑な収骨を行うため、皆さまのご理解とご協力をお願いします。
- (3) 火葬場における収骨の手順や収骨量等につきましては係員が事前にご説明します。収骨の方法に関してご遺族の意向がありましたら必ず係員へ申し出ください。

《お問い合わせ先》

1. 火葬場施設に関するお問い合わせ

市民生活部	環境対策課（紫翠苑）	☎ 0 9 7 2 - 2 2 - 3 9 5 6
弥生振興局	地域振興課（弥照園）	☎ 0 9 7 2 - 4 6 - 1 1 1 1
蒲江振興局	地域振興課（花明苑）	☎ 0 9 7 2 - 4 2 - 1 1 1 1

2. 火葬手続きに関するお問い合わせ

市民生活部	地域振興課	☎ 0 9 7 2 - 2 2 - 3 8 1 8
上浦振興局	地域振興課	☎ 0 9 7 2 - 3 2 - 3 1 1 1
弥生振興局	地域振興課	☎ 0 9 7 2 - 4 6 - 1 1 1 1
本匠振興局	地域振興課	☎ 0 9 7 2 - 5 6 - 5 1 1 1
宇目振興局	地域振興課	☎ 0 9 7 2 - 2 5 - 4 1 1 2
直川振興局	地域振興課	☎ 0 9 7 2 - 5 8 - 2 1 1 1
鶴見振興局	地域振興課	☎ 0 9 7 2 - 3 3 - 1 1 1 1
米水津振興局	地域振興課	☎ 0 9 7 2 - 3 5 - 6 1 1 1
蒲江振興局	地域振興課	☎ 0 9 7 2 - 4 2 - 1 1 1 1

3. 火葬に関すること、施設内忘れ物等に関するお問い合わせ

※ 火葬の時間帯によっては電話に出られないことがあります。

不在の場合は、上記お問い合わせ先へご連絡ください。

佐伯市火葬場「紫翠苑」	☎ 0 9 7 2 - 2 3 - 1 9 4 2
佐伯市弥生火葬場「弥照園」	☎ 0 9 7 2 - 4 6 - 1 6 1 3
佐伯市蒲江火葬場「花明苑」	☎ 0 9 7 2 - 4 2 - 1 3 7 0

